

## 高取町重度心身障害老人等医療費助成要綱

### 第1 趣旨

重度心身障害老人等が老後において、心身に重度の障害があるため受療の機会が多く又はひとり親家庭等であるなどの事由から、その者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）その他の法令の規定により負担した一部負担金又は一部負担金相当額（以下「一部負担金等」という。）のうち、次に掲げる額を控除した額に相当する額を助成する。

- (1) 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額
- (2) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額
- (3) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給される場合は、その額に相当する額
- (4) 医療機関等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに500円。ただし、14日以上の入院に係る医療費については、1000円。

### 第2 助成の要件

一部負担金等の助成は、高取町に住所を有する高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者（高齢者医療確保法第55条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる者に対して行うものとする。

- (1) 高取町心身障害者医療費助成条例（昭和48年9月高取町条例第15号）第2条第1項第2号から第4号及び第2項に規定する助成要件に該当する者
- (2) 高取町ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年10月高取町条例第11号）第2条第1項の各号（第3号を除く。）に規定する助成要件に該当し、かつ、第4条に規定する支給制限を受けない者

### 第3 助成の申請

一部負担金等の助成を受けようとする者は、重度心身障害老人等医療費助成交付（更新）申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に第2の助成の要件に該当することを明らかにする書類及び高齢者医療確保法に基づく被保険者証及び身体障害者にあっては身体障害者手帳を、知的障害者にあっては療育手帳を添えて町長に申請しなければならない。

### 第4 助成の決定

町長は、申請書を受理した場合において第2の助成の要件に該当する者（以下「助成対象者」という。）であると認めるときは、交付の決定を通知するものとする。また、当該要件に該当しないと認めるときは、その理由を付し、重度心身障害老人等医療費助成交付申請却下通知書（第2号様式）を交付するものとする。

2 町長は、申請書の提出がない場合においても助成対象者であると認めるときは、交付の決定を通知するものとする。

### 第5 助成金の請求

助成対象者は、重度心身障害老人等医療費助成交付請求書（第3号様式）（以下「請求書」という。）に領収書その他自己負担金を医療機関等で支払ったことが明らかとなるもの（以下「領収書等」という。）を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、奈良県後期高齢者医療広域連合から町長に当該診療に係る自己負担金その他助成金の算定に必要な事項の通知があったときは、助成対象者から町長に前項の規定に定める請求書の提出があったものとみなす。

### 第6 助成金の交付

町長は、第5の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは助成金を交付するものとする。

### 第7 助成の更新申請

助成対象者は、毎年6月1日から同月30日までに交付（更新）申請書に第2の助成の要件に該当することを明らかにする書類及び高齢者医療確保法に基づく被保険者証及び身体障害者にあっては身体障害者手帳を、知的障害者にあっては療育手帳を添えて町長に申請しなければならない。

2 第4の規定は、更新申請があった場合について準用する。

### 第8 譲渡又は担保の禁止

この要綱による助成金の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

### 第9 助成金の返還

偽りその他不正の手段によってこの要綱による助成金の支給を受けた者があるときは、町長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

### 第10 受給資格登録等の停止

町長は、別に定める医療費貸付制度の対象者として認定した対象者が、医療費貸付制度の利用について著しく不適切な行為をしたときは、当該対象者の助成金の支給を停止することができる。

### 第11 損害賠償との調整

町長は、対象者が疾病又は負傷に際し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

### 第12 届出

助成対象者は、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる書類を町長に届け出なければならない。

- (1) 助成対象者が住所又は氏名を変更したとき。住所・氏名変更届（第4号様式）
- (2) 第2の規定に基づく高取町心身障害者医療費助成条例第2条第3号及び第4号に該当しなくなったとき又は第2の規定に基づく高取町ひとり親家庭等医療費助成条例第4条に規定する者に所得の変更が生じたとき。所得状況変更届（第5号様式）
- (3) 第2の規定に基づく高取町心身障害者医療費助成条例第2条第2号又は高取町ひとり親家庭等医療費助成条例第2条第1項第1号及び第2号に規定する者に該当しなくなった

とき。資格喪失届（第6号様式）

(4) 助成対象者が死亡したとき。死亡届（第7号様式）

#### 第13 受給者台帳の整備

町長は、助成対象者について重度心身障害老人等医療費受給者台帳（第8号様式）を作成し、常に記載内容について整理しておかなければならない。

#### 第14 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

○高取町心身障害者医療費助成条例

昭和48年9月26日

条例第15号

改正 昭和57年12月22日条例第17号  
昭和60年3月30日条例第4号  
平成6年9月21日条例第15号  
平成10年3月25日条例第10号  
平成17年3月17日条例第29号  
平成20年3月24日条例第11号  
平成22年6月17日条例第9号  
平成23年3月15日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者に対し医療費の一部を助成し、もって心身障害者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成要件)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）で、かつ、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。

(1) 高取町内に住所を有する1歳以上の者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級若しくは2級である者又は奈良県の療育手帳（当該手帳の交付の申請をしている者が他の都道府県等の手帳を所持している場合は、奈良県から交付を受けるまでの間、当該他の都道府県等の手帳を奈良県の療育手帳とみなす。）の交付を受け、その程度がA1若しくはA2の者

(3) 前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭

和61年政令第53号）第1条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「旧国民年金法施行令」という。）第6条の4第1項に規定する額を超えない者

(4) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者がある者にあっては、当該配偶者又は扶養義務者で主として心身障害者の生計を維持する者の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて、旧国民年金法施行令第6条の4第3項に規定する額を超えないもの

2 前項第3号及び第4号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、旧国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定の例による。

3 第1項第1号の場合において、1歳以上の者とは、1歳に達する日の属する月の翌月の初日以降の者とする。

(助成の範囲)

第3条 医療費の助成は、前条の要件に該当する者（以下「対象者」という。）の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）を対象者に支給して行うものとする。

(1) 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額

(2) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額

(3) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額

(4) 町長が別に規則で定める額

(証明書の交付等)

第4条 町長は、対象者に対し規則で定めるところにより対象者であることを示す証明書を交付するものとする。

2 対象者は、当該証明書を医療機関等において医療を受ける際に掲示しなければならない。（届出）

第5条 対象者は、住所を変更したとき、その他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第6条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第7条 偽りその他の不正の手段によって、この条例による助成金の支給を受けた者があるときは、町長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第7条の2 町長は、対象者が疾病又は負傷に因る損害賠償を受けたときは、その額の限度において、当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和48年10月1日から施行し、同日以後に受けた医療に係る医療費について適用する。

附 則（昭和57年12月22日条例第17号）

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に行われた医療に係るこの条例による改正前の高取町心身障害者医療費助成条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月30日条例第4号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の高取町心身障害者医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和59年10月1日（以下「適用日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の高取町心身障害者医療費助成条例の規定により適用日以後に行われた医療に係る医療費の助成を行っているときは、改正後の条例の規定により医療費の助成を行ったものとみなす。

附 則（平成6年9月21日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付に対して行われる医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月25日条例第10号）

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月17日条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高取町心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月24日条例第11号）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の高取町心身障害者医療費助成条例（以下「改正後の心身障害者医療費助成条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月17日条例第9号）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成22年6月1日から適用する。

2 この条例による改正前の高取町心身障害者医療費助成条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第1項第2号の規定に該当して交付された改正前の条例第4条第1項に規定する証明書は、当該証明書の有効期間の満了する日までの間は、この条例による改正後の高取町心身障害者医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項第2号の規定に該当して交付された改正後の条例第4条第1項に規定する証明書とみなす。

3 この条例の施行の日前に奈良県から交付された療育手帳の程度がAの者は、改正後の条例第2条第1項第2号に規定する療育手帳の程度がA1若しくはA2の者とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

附 則（平成23年3月15日条例第5号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。



○高取町心身障害者医療費助成条例施行規則

昭和48年9月29日

規則第3号

改正 昭和58年9月28日規則第4号  
昭和60年6月13日規則第2号  
昭和62年3月27日規則第2号  
平成6年9月27日規則第13号  
平成9年10月28日規則第6号  
平成10年3月25日規則第8号  
平成11年3月23日規則第1号  
平成12年12月22日規則第26号  
平成13年7月30日規則第12号  
平成14年4月1日規則第30号  
平成14年9月30日規則第44号  
平成17年5月25日規則第19号  
平成19年3月30日規則第3号  
平成20年3月24日規則第1号  
平成25年3月21日規則第6号  
平成27年12月11日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、高取町心身障害者医療費助成条例（昭和48年9月高取町条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第1条の2 条例第2条第1項に規定する規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）は、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(証明書の交付申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による証明書の交付を受けようとする者は、心身障害者医療費受給資格証交付申請書（第1号様式。以下「受給資格証交付申請書」という。）に条例第2条第1項第2号に該当することを明らかにできる書類及び心身障害者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証及び身体障害者にあっては身体障害者手帳を、知的障害者にあっては療育手帳を添えて町長に申請しなければならない。

(証明書の交付)

第3条 受給資格証交付申請書を受理した町長は、申請者が条例第2条に定める要件に該当すると認めるときは、条例第4条第1項の規定により心身障害者医療費受給資格証（第2号様式。以下「受給資格証」という。）証明書を交付するものとし、当該要件に該当しないと認めるときは、その理由を付し心身障害者医療費受給資格証交付申請却下通知書（第3号様式）を交付するものとする。

2 町長は、前条に規定する受給資格証交付申請書の提出がない場合においても、条例第2条に規定する医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、前項の規定に準じて受給資格証を交付することができるものとする。

3 町長は、この規則の規定により申請書に添えなければならない書類により証明すべき事實を公簿等によって確認ができるときは、当該書類を省略させることができる。

4 受給資格証の交付を受けた者（以下「対象者」という。）は、受給資格証の有効期間が満了した場合には、当該受給資格証を直ちに町長に返還しなければならない。

(町長が定める助成金控除額)

第4条 条例第3条第1項第4号に規定する額は、病院若しくは診療所等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 外来療養である場合 500円
- (2) 入院療養である場合 1,000円

2 ただし、前項第2号について、14日未満の入院療養である場合は、500円とする。

(支給方法)

第4条の2 条例第3条の規定により助成金の支給を受けようとする者は、心身障害者医療費助成金交付請求書（第4号様式）又は心身障害者医療費助成金支給申請書（第4号様式の2）を町長に提出しなければならない。

(受給資格証の更新申請等)

第5条 対象者は、毎年6月1日から同月30日までの間に心身障害者医療費受給資格証更新申請書（第1号様式）に条例第2条第1項第2号に該当することを明らかにすることができる書類及び心身障害者に係る国民健康保険法に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証を添え、これを町長に提出して受給資格証の更新を申請することができる。

2 第3条の規定は、前項の規定による受給資格証の更新申請があった場合について準用する。

(受給資格証の再交付)

第6条 対象者は、受給資格証を破損し、又は失ったときは、受給資格証再交付申請書（第5号様式）により町長に再交付を申請することができる。

2 受給資格証を破損した場合の前項の申請書には、その受給資格証を添えなければならない。

3 対象者は、受給資格証を再交付を受けた後失った受給資格証を発見したときは、直ちにこれを町長に返還しなければならない。

(届出)

第7条 条例第5条に規定する届出の事由は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に掲げる書類に受給資格証を添えて町長に届け出なければならない。

(1) 対象者が住所又は氏名を変更したとき 住所氏名変更届（様式第6号）

(2) 対象者の医療に関する給付を行う保険者又は共済組合に変更を生じたとき 加入医療保険変更届（様式第7号）

(3) 対象者の所得状況に変更が生じたとき 所得状況変更届（様式第8号）

(4) 対象者が死亡したとき 死亡届（様式第9号）

2 対象者が死亡したとき、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、死亡届を町長に提出しなければならない。

(受給者台帳の整備)

第8条 町長は、対象者について心身障害者医療費受給者台帳（様式第10号）を作成し、常に記載内容について整理しておかなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年9月28日規則第4号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用する。
- 2 この規則による改正前の第1号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式による用紙は、当分の間、これを取り替って使用することができる。

附 則（昭和60年6月13日規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている心身障害者医療費受給者台帳は、この規則による改正後の高取町心身障害者医療費助成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第8条の規定により作成された心身障害者医療費受給者台帳とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高取町心身障害者医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（昭和62年3月27日規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和62年1月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高取町心身障害者医療費助成条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき交付されている心身障害者医療費受給資格証は、当該心身障害者医療費受給資格証の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の高取町心身障害者医療費助成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により交付された心身障害者医療費受給資格証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づき作成されている心身障害者医療費受給資格証の用紙で残部のあるものについては、改正後の規則にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成6年9月27日規則第13号）

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の高取町心身障害者医療費助成条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により交付されている心身障害者医療証及び心身障害者医療費受給資格証は、当該心身障害者医療証及び心身障害者医療費受給資格証の有効期限が満了するまでの間は、それぞれこの規則による改正後の高取町心身障害者医療費助成条例施行規則により交付された心身障害者医療証及び心身障害者医療

費受給資格証とみなす。

- 3 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている心身障害者医療証及び心身障害者医療費受給資格証の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成9年10月28日規則第6号）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の高取町心身障害者医療費助成条例の規定により作成されている心身障害者医療証及び心身障害者医療費受給資格証の用紙で残部のあるものについては、この規則による改正後の高取町心身障害者医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成10年3月25日規則第8号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成11年3月23日規則第1号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月22日規則第26号）

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成13年7月30日規則第12号）

- 1 この規則は、平成13年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている申請書の用紙については、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用できるものとする。

附 則（平成14年4月1日規則第30号）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成14年9月30日規則第44号）

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成17年5月25日規則第19号）

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙については、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用できるものとする。

附 則（平成19年3月30日規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日規則第6号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の高取町心身障害者医療費助成条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙で現に残存するものは、改正後の高取町心身障害者医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成27年12月11日規則第22号）

- この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

様式第1号(第2条、第5条関係)

## 心身障害者医療費受給資格証交付(更新)申請書

① 対象者	ふりがな	性別	生年月日
	氏名	男・女	年月日
	個人番号		
住所			
受給該当資格	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳級	<input type="checkbox"/> 障害年金級	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当級
ふりがな	性別	生年月日	
氏名	男・女	年月日	
個人番号			
② 保護者	住所	対象者との続柄	
ふりがな	性別	生年月日	
氏名	男・女	年月日	
個人番号			
③ 配偶者	住所	対象者との続柄	
ふりがな	性別	生年月日	
被保険者名	男・女	年月日	
団体の場合			
世帯主			
個人番号			
④ 加入医療保険	住所	被保険者からみた続柄	
認定番号	保険種別	保険者	
資格認定期日	年月日	付加給付	無・有( )
所得税等の被扶養として控除対象になっていますか? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 少			
ふりがな	性別	生年月日	
氏名	男・女	年月日	
個人番号			
⑤ 扶養扶養者	住所	対象者との続柄	
扶養扶養者	銀行 金庫	本店 支店	口座種別
口座番号	口座名義人 カナ		
上記のとおり、心身障害者医療費受給資格証の交付を申請いたします。 なお、心身障害者医療費受給資格審査に際して、調査資料等個人情報を閲覧することに同意します。また、自己負担額に係る高齢療養費の請求権を高取町に移譲することに同意します。 年月日			
申請者 住所 氏名 (TEL)			
高取町長 様			

様式第2号(第5条関係)

心身障害者医療費受給資格証			
公費負担者番号			
受給者番号			
住所			
被保険者名			
生年月日			
有効期間	年月日	年月日	からまで
免行機関名印			
交付年月日	年月日		
(注)各自負担で受診する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って市町村窓口へ直接申請してください。			

注意事項			
1 この証は、健保保険料を支拂った際の医療に係る自己負担支払額について、助成を受けることができる証です。から大切に保管してください。			
2 保険料納付額等において控除を受けた場合は、健保保険料(被保険者証)に記載してこの証を必ず窓口に提出してください。			
3 受給者資格がなくなったときは、速やかにこの証を町長に返してください。			
4 氏名又は居住地に変更があつたときは、14日以内にこの証を添えて町長にその旨を届け出してください。			
5 加入している医療保険とはその内容に変更があつたときは、14日以内に町長にその旨を届け出してください。			
6 この証を破ったり、撕したり又は失くさたときは、再交付を受けてください。			
7 不正にこの証を使用した者は、刑法により盗取罪として処分の対象となります。			
有効期間を超過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに町長に返してください。			

## 様式第3号(第3条関係)

## 心身障害者医療費受給資格証交付申請却下通知書

第  
月  
日

様

高取町長 印

年 月 日付けで申請のあった心身障害者医療費受給資格証交付申請については、下記の理由により申請を却下しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に高取町長に対して異議申立てをすることができます。

(理由)

## 様式第4号(第4条の2関係)

心身障害者医療費助成金交付請求書			
年 月 日			
高取町長 様			
(申請者)住所 氏名			
金 円			
ただし、 年 月 分 医療費助成金を上記のとおり交付されるよう請求します。			
受給資格証 受給者番号		受給者 氏名	
加入医療保険名称		加入医療保険 登録番号	
なお、上記金額を次の金融機関に振り込んで下さい。			
振込 口座	銀行 店別	種別 普通 当座	番号
			フリガナ 名義
⑤この欄には医療機関等で受けられた医療等の状況を記入し、該当する領収証明書等を添付してください。			
医療等の 状況	① 医療機関:名称 (所在地 ) 日数・期間 総点数 自己負担支払額		
	日( 年 月 日 ~ 年 月 日 ) 点 円		
	② 医療機関等:名称 (所在地 ) 日数 総点数 自己負担支払額		
	日 点 円		
③ 医療機関等:名称 (所在地 ) 日数 総点数 自己負担支払額			
日 点 円			
※確認欄	保険の自己負担割合(1割・2割・3割)	※高額療養費の有無(限度額_____)	
※ 決 定	係	決裁年月日	年 月 日
		交付年月日	年 月 日
台帳確認			
【自己負担額】 - 【高額療養費】 - 【一部負担金】 ( 円 ) - ( 円 ) - ( 円 ) = 支給額 円			

※ 欄は記入しないでください。

様式第4号の2(第4条の2関係)

心身障害者医療費助成金支給申請書

受給者番号				
(ふりがな) 氏名	男女	生年 月日	年 月	日生
住 所	(〒　　――　　)(電話番号　　――　　)			
高取町長 様				
上記のとおり、心身障害者医療費助成金の支給を申請します。				
年　月　日				
申請者 氏名	印			

(注意)裏面も忘れずに記入ください。

(裏面)

(委任状)

私は、  
を代理人と定め、次の権限を委任する。

年　月　日請求した助成金の受領に關すること。

申請者の住所、氏名

印

代理人の住所、氏名

印

口 座	金融機関名	銀 行	本 店
振 替	金融機関コード	信用金庫	支 店
依頼欄	預 金 種 別	信用組合	出張所
	普通・当座・その他	口座番号	店舗コード
	フリガナ		
	口座名義人		

様式第5号(第6条関係)

心身障害者医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

高取町長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり受給資格証の再交付を申請します。

受 給 者 者	受給資格証 受給者番号				
	氏 名				
	住 所				
申 請 理 由	1 紛失	2 破損	3 その他		

決 定	町長	副町長	課長	補佐	係	決裁年月日	
						再交付年月日	
						台帳整理	

- (注) 1 破損のため再交付を受ける場合は、破損した受給資格証を添付してください。  
 2 紛失のため再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、早急に返還してください。

様式第6号(第7条関係)

住 所・氏 名 變 更 届  
(心身障害者医療費)

年 月 日

高取町長 様

届出者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり(住所・氏名)を変更しましたので届けます。

受 給 者 者	受給資格証 受給者番号				
		旧住所		新住所	
		旧氏名		新氏名	

決 定	町長	副町長	課長	補佐	係	決裁年月日	
						対象	離続対象 ( 年 月 日まで有効) 対象外
						台帳整理	

(注) この届出の際に、受給資格証を提出してください。

## 様式第8号(第7条関係)

様式第7号(第7条関係)

加入医療保険変更届  
(心身障害者医療費)

年月日

高取町長様

届出者住所  
氏名

下記のとおり加入医療保険に変更が生じましたので届けます。

受給資格証 受給者番号				
変更後の 加入 医療保険	被保険者氏名		受給者との続柄	
	住所			
保険種別	国(市町村・退・組)本人 健(協会・組・日)・船・共 家族	被保険者の 記号番号		
保険者番号 及び 名称	保険者の 所在地			
変更の年月日	年月日			
被保険者資格喪失年月日	年月日			

決定	町長	副町長	課長	補佐	係	決裁年月日	
	対象					継続対象 (年月日まで有効) 対象外	
	台帳整理						

(注)「変更後の加入医療保険」中一部に変更があった場合は、変更のあった箇所の見出しに○をつけてください。

所得状況変更届  
(心身障害者医療費)

年月日

高取町長様

届出者住所  
氏名

下記のとおり所得状況に変更が生じたので届けます。

	対象者	配偶者	扶養義務者
氏名			
受給資格証 受給者番号			対象者との続柄
生年月日			
住所			
控除対象配偶者 及び扶養親族の 合計数 (うち老人扶養親 族の数(対象者の 所得状況欄につ いては、老人控除 対象配偶者又は 老人扶養親族、特 定扶養親族及び 控除対象扶養親 族のうち年齢16 歳以上19歳未満 の者の合計数))	(人)	(人)	(人)
所得額	円	円	円
雑損	円	円	円
医療費	円	円	円
社会保険料	円	※	円
障害者である 扶養親族	※ 人	※ 人	※ 人
特別障害者で ある扶養親族	※ 人	※ 人	※ 人
障・特障・寡・ 勤の別	※ 人	障・特障・※ 老・勤	障・特障・※ 老・寡・勤
その他( )	円	円	円
控除後の所得額	円	円	円
※審査			

注 1 ※印の欄は記入しないでください。  
2 この届出の際に、受給資格証を提出してください。

様式第9号(第7条関係)

## 死 亡 届 (心身障害医療費)

年 月 日

高取町長 桂

届出者 住所  
氏名

下記の者が死亡しましたので届けます。

死亡者氏名

## II 住所

死亡年月日

受給資格証 受給者番号

決 定	町 長	副町長	課 長	補 佐	係	決 裁 年 月 日	
						合帳整理	

(注)この届出の際に、受給資格証を返還してください。

様式第10号(第8条関係)

受給者番号			心身障害者医療費受給者台帳					
受給者 扶養義務者	氏名 氏名	男女 男女	生年月日		住所 住所			
			年	月		日	( , , 变更)	
扶養義務者	氏名	男女 男女	生年月日		住所 住所			
			年	月		日	( , , 变更)	
医住所	被保険者名 (又は組合員名)		受給者 と の ( , , 变更) 種類 ( , , 变更)		受 ( , , 变更)	交 付 (更新・再交付)	有効期限 年月日	摘要
						・		
療保	保険種別		本人・家族 記号番号		給 資	・	~	
	国(市町村・退・組) 健(協会・組・日) 船共					・	~	
保険	保険者番号 及び名称		本人・家族 記号番号		格 証	・	~	
						・	~	
院	所在地		( , , 变更)			・	~	
			( , , 变更)			・	~	

様式第1号（第2条、第5条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第4条の2関係）

様式第4号の2（第4条の2関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第7号（第7条関係）

様式第8号（第7条関係）

様式第9号（第7条関係）

様式第10号（第8条関係）

○高取町ひとり親家庭等医療費助成条例

昭和53年10月1日

条例第11号

改正 昭和57年12月22日条例第16号

昭和60年3月30日条例第2号

昭和62年12月25日条例第21号

平成6年9月21日条例第14号

平成7年3月31日条例第12号

平成10年3月25日条例第11号

平成17年3月17日条例第27号

平成18年9月21日条例第27号

平成20年3月24日条例第9号

平成23年6月17日条例第12号

平成26年9月19日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭の親子等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭の親子等の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(助成要件)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）であって18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）を現に扶養しているもの

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）であって対象児童を現に扶養しているもの

ウ ア又はイに掲げる者に現に扶養されている対象児童

エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童のうち対象児童

オ エに掲げる者を現に養育している配偶者のない女子、婚姻をしたことのない女子、配偶者のない男子又は婚姻をしたことのない男子

(2) 高取町内に住所を有する者（高取町内に住所を有する者に扶養され、又は養育されている前号ウ又はエに掲げる者のうち高取町外に住所を有するものを含む。）

(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれら者の被扶養者

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない者（助成の範囲）

第3条 医療費の助成は、前条の要件に該当する者（以下「対象者」という。）の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）を対象者に支給して行うものとする。

(1) 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額

(2) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額

(3) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額

(4) 町長が別に規則で定める額

2 医療費は、対象者の申請に基づいて支給する。ただし、町長が必要と認めた場合は、対象者の親権を行う者若しくは後見人その他の者で現に対象者を保護する者（以下「保護者等」という。）の申請に基づいて支給することができる。

(助成金の支給制限)

第4条 助成金は、次の各号のいずれかに該当するときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。

(1) 第2条第1号ウ又はエに掲げる者を扶養又は養育する者（以下「扶養者等」という。）

の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない対象児童で扶養者等が前年の12月31日（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については前々年の12月31日）において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施

行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に規定する額以上であるとき。

- (2) 前号の者の配偶者又は第2条第1号ウ又はエに掲げる者の配偶者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。）がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。
- (3) 扶養者等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で扶養者等と生計を同じくするもの又はこれらの者以外の者であって第2条第1号ウ若しくはエに掲げる者若しくは当該者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該者と生計を同じくするものの前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。）がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。
- 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法施行令第3条及び第4条の規定の例による。

（証明書の交付等）

第5条 町長は、対象者に対し規則で定めるところにより対象者であることを示す証明書を交付するものとする。

2 対象者は、当該証明書を医療機関等において医療を受ける際に提示しなければならない。（届出）

第6条 対象者は、住所を変更したときその他規則で定める事由が生じたときはその旨を速やかに町長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第7条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成金の返還）

第8条 偽りその他不正の手段によってこの条例による助成金の支給を受けた者があるときは、町長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（損害賠償との調整）

第8条の2 町長は、対象者が疾病又は負傷に因り損害賠償を受けたときは、その価格の限度において、当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

（委任）

第9条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

#### 附 則

この条例は、昭和53年10月1日から施行し、同日以後に受けた母子の医療に係る医療費について適用する。

#### 附 則（昭和57年12月22日条例第16号）

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行われた医療に係るこの条例による改正前の高取町母子医療費助成条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和60年3月30日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高取町母子医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和59年10月1日（以下「適用日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の高取町母子医療費助成条例の規定により適用日以後に行われた医療に係る医療費の助成を行っているときは、改正後の条例の規定により医療費の助成を行ったものみなす。

#### 附 則（昭和62年12月25日条例第21号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成6年9月21日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

（経過設置）

- 2 この条例による改正後の母子医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付に対して行われる医療費の助成については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成7年3月31日条例第12号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成10年3月25日条例第11号）

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月17日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高取町母子医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月21日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高取町母子医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月24日条例第9号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月17日条例第12号）

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成26年9月19日条例第15号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

○高取町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則

昭和53年10月1日

規則第2号

改正 昭和58年9月28日規則第6号  
昭和60年6月13日規則第1号  
昭和62年3月27日規則第5号  
平成4年11月17日規則第9号  
平成6年9月27日規則第12号  
平成9年10月28日規則第7号  
平成10年3月25日規則第9号  
平成12年12月22日規則第27号  
平成14年4月1日規則第31号  
平成14年9月30日規則第45号  
平成17年5月25日規則第18号  
平成19年3月30日規則第4号  
平成20年3月24日規則第2号  
平成23年6月17日規則第6号  
平成25年3月21日規則第5号  
平成27年12月11日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、高取町ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年10月高取町条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第1条の2 条例第2条第1項に規定する規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）は、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(証明書の交付申請)

第2条 条例第5条第1項の規定による証明書の交付を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付（更新）申請書（様式第1号。以下「受給資格証交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、条例第2条第1号ウ又はエに掲げる者について、条例第4条第1項第1号に規定する扶養者等が同時に申請書を提出する場合には、第3号の書類を除き、受給資格証交付申請書その他の書類の提出を要しない。

- (1) 住所を明らかにする書類
- (2) 条例第4条の規定により支給制限を受けないことを明らかにする書類
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる書類は、添付することを要しない。

- (1) 対象者が、高取町内に住所を有するとき 前項第1号に掲げる書類
- (2) 条例第4条各号に規定する者が、高取町内に居住し、かつ高取町民税課税台帳により、所得額を確認できるとき 前項第2号に掲げる書類（証明書の交付）

第3条 受給資格証交付申請書を受理した町長は、申請者が条例第3条に規定する対象者に該当すると認めたときは、条例第5条第1項の規定によりひとり親家庭等医療費受給資格証（様式第2号。以下「受給資格証」という。）を交付するものとし、当該要件に該当しないと認めるときはその理由を付し、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請却下通知書（様式第3号）を交付するものとする。

2 受給資格証の交付を受けた者（以下「対象者」という。）は、受給資格証の有効期間が満了した場合には、当該受給資格証を直ちに町長に返還しなければならない。

（町長が定める助成金控除額）

第4条 条例第3条第1項第4号に規定する額は、病院若しくは診療所等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 外来療養である場合 500円
- (2) 入院療養である場合 1,000円

2 ただし、前項第2号について、14日未満の入院療養である場合は、500円とする。

（支給方法）

第4条の2 条例第3条第2項の規定により助成金の支給を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費助成金交付請求書（様式第4号）又はひとり親家庭等医療費助成金支給申請書（様式第4号の2）を町長に提出しなければならない。

（受給資格証の更新申請等）

第5条 対象者は、毎年6月1日から同月30日までの間に受給資格証交付申請書に第2条第1項に規定する書類を添付して町長に提出して受給資格証の更新を申請することができる。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定による受給資格証の更新申請をする場合について準用する。

3 第3条の規定は、第1項の規定による受給資格証の更新申請があった場合について準用する。

（受給資格証の再交付）

第6条 対象者は、受給資格証を破損し、又は失ったときは、受給資格証再交付申請書（様式第5号）により町長に再交付を申請することができる。

2 受給資格証を破損した場合の前項の申請書には、その受給資格証を添えなければならない。

3 対象者は、受給資格証の再交付を受けた後、失った受給資格証を発見したときは、直ちにこれを町長に返還しなければならない。

（届出）

第7条 条例第6条に規定する届出の事由は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に掲げる書類に受給資格証を添えて町長に届け出なければならない。

（1）対象者が住所又は氏名を変更したとき 住所変更届又は氏名変更届（様式第6号）

（2）対象者が医療に関する給付を行う保険者又は共済組合に変更を生じたとき 加入医療保険変更届（様式第7号）

（3）対象者の所得状況に変更が生じたとき 所得状況変更届（様式第8号）

（4）条例第2条に規定するものに該当しなくなったとき 資格喪失届（様式第9号）

（5）対象者が死亡したとき 死亡届（様式第10号）

（受給者台帳の整備）

第8条 町長は、対象者についてひとり親家庭等医療費受給者台帳（様式第11号）を作成し、常に記載内容について整理しておかなければならない。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年9月28日規則第6号）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用する。

2 この規則による改正前の第1号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（昭和60年6月13日規則第1号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている母子医療費受給者台帳は、この規則による改正後の高取町母子医療費助成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第8条の規定により作成された母子医療費受給者台帳とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高取町母子医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（昭和62年3月27日規則第5号）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和62年1月1日から適用する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高取町母子医療費助成条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき交付されている母子医療費受給資格証は、当該母子医療費受給資格証の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の高取町母子医療費助成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により交付された母子医療費受給資格証とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づき作成されている母子医療費受給資格証の用紙で残部のあるものについては、改正後の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成4年11月17日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年9月27日規則第12号）

1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の高取町母子医療費助成条例施行規則

(以下「改正前の規則」という。)の規定により交付されている母子医療証及び母子医療費受給資格証は、当該母子医療証及び母子医療費受給資格証の有効期限が満了するまでの間は、それぞれこの規則による改正後の高取町母子医療費助成条例施行規則規定により交付された母子医療証及び母子医療費受給資格証とみなす。

3 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている母子医療証及び母子医療費受給資格証の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

#### 附 則（平成9年10月28日規則第7号）

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている母子医療証及び母子医療費受給資格証の用紙で残部のあるものについては、この規則による改正後の高取町母子医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

#### 附 則（平成10年3月25日規則第9号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

#### 附 則（平成12年12月22日規則第27号）

1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

#### 附 則（平成14年4月1日規則第31号）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

#### 附 則（平成14年9月30日規則第45号）

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

#### 附 則（平成17年5月25日規則第18号）

1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙については、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用できるものとする。

#### 附 則（平成19年3月30日規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成20年3月24日規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成23年6月17日規則第6号）

##### （施行期日）

1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の高取町母子医療費助成条例施行規則（以下「母子規則」という。）の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の高取町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（以下「ひとり親規則」という。）の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

3 母子規則第3条に規定する証明書は、当該証明書の有効期間の満了するまでの間は、改正後のひとり親規則第3条に規定する証明書とみなす。

4 この規則の施行の際現に母子規則第3条に規定する証明書の交付を求めている者は、ひとり親規則第3条に規定する証明書の交付を求めている者とみなして、ひとり親規則の規定を適用する。

#### 附 則（平成25年3月21日規則第5号）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の高取町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙で現に残存するものは、改正後の高取町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

#### 附 則（平成27年12月11日規則第20号）

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

様式第1号(第2条、第5条関係)

## ひとり親家庭等医療費受給資格証交付(更新)申請書

① 保 護 者	證 書 号	生年月日		区 分	資 格 要 件	
	氏 名			受 給 者	本 人 妻 夫 者	ア 離 婚 イ 死 亡 ウ 生 死 不 明 エ 遺 棄 オ 拘 禁 カ そ の 他
	個人番号					
② 受 給 対 象 者	住 所			（ ）		
	證 書 号	氏 名	生年月日	続柄	居住	その他公費等
	個人番号( )		年 月 日		同居	
	個人番号( )		年 月 日		別居	
	個人番号( )		年 月 日		同居	
	個人番号( )		年 月 日		別居	
③ 養 育 費 (前年中の養育費)	年額 内	育・無	④ 受 給 資 格 ( )	児童扶養手当〔申請中・受給中・停止中〕 ( )年金〔申請中・受給中〕 父子家庭・その他( )		
⑤ 同 居 し て い る 方	同居している人が、いる・いない <small>※継柄：保護者からみた続柄</small> 氏 名					
⑥ 加 入 医 療 保 険	被保険者名 国保の場合は帝王	被保険者からみた 続柄				
	記号番号	保険 種別 国保・協会健康保険・組合健康保険・共済組合・ 雇用・船員保険・その他( )				
	保険者番号	保 險 者				
	認定年月日	年 月 日	付加給付 の状況	無	・	有( )
⑦ 口 座	金融機関 名 称	銀行	支店	口座種別	普通・( )	
	口座番号	口座名義人 カ ナ				
上記のことおり、ひとり親家庭等医療費受給資格証の交付を申請をいたします。 なお、ひとり親家庭等医療費受給資格審査に際して、課税資料等個人情報の閲覧及び調査を行うことに同意します。 年 月 日						
申請者 住 所 氏 名 電話番号						
高取町長 様						

様式第3号(第5条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格証						
公 費 負 担 者 番 号						
受 給 者 番 号						
申 請 者 姓 名						
生 年 月 日						
有 効 期 間	年 月 日	年 月 日	から	まで		
支 行 機 関 名 称						
交付年月日			年 月 日			
(注)赤枠部外で受給する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って由町村役場へ直接申請してください。						

注意事項						
1 この証は、健康保険法に基づいて受給した際の医療に係る自己負担支払額について、助成を受けることができる証ですから大切に保管してください。						
2 保険料納付箇所において診療を受けた場合は、健保保険証(被保険者証)に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。						
3 受給者管轄がなくなったときは、速やかにこの証を町長に返してください。						
4 氏名又は居住地に変更があつたときは、14日以内にこの証を添えて町長にその旨を届け出ください。						
5 加入している健康保険又はその内容に変更があつたときは、14日以内に町長にその旨を届け出してください。						
6 この証を破つたり、汚したり又は焼つたりしたときは、再交付を受けてください。						
7 不正にこの証を使用した者は、罰則により訴訟として裁判の対象となります。						
有効期間を超過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに町長に返してください。						

## 様式第3号(第3条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請却下通知書

第 号  
年 月 日

様

高取町長 印

年 月 日付けで申請のあったひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請については、下記の理由により申請を却下しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に高取町長に対して異議申立てをすることができます。

(理由)

## 様式第4号(第4条の2関係)

ひとり親家庭等医療費助成金交付請求書		年 月 日	
高取町長 様		(申請者)住所 氏名	
金 円		④	
ただし、年 月 分 医療費助成金を上記のとおり交付されるよう請求します。			
受 給 資 格 証 受 給 者 番 号		受 給 者 氏 名	
加入医療保険名称		加入医療保険 記 号 番 号	
なお、上記金額を次の金融機関に振り込んで下さい。			
振込 口座	銀行 店 別	種 類 普 通 番 号 当 座	フリガナ 名 義
⑤この欄には医療機関等で受けられた医療等の状況を記入し、該当する領収証明書等を添付してください。			
医 療 等 の 状 況	大 院	医療機関:名称 日数・期間 日( 年 月 日 ~ 年 月 日 )	( 所在地 ) 総 点 数 点 円
	外 来	医療機関等:名称 ① 日 数 日	( 所在地 ) 総 点 数 点 円
	等 等	医療機関等:名称 ② 日 数 日	( 所在地 ) 総 点 数 点 円
		医療機関等:名称 ③ 日 数 日	( 所在地 ) 総 点 数 点 円
※確認欄		保険の自己負担割合(1割・2割・3割)	※高額療養費の有無(限度額_____)
※ 決 定	係 決裁年月日 交付年月日 台帳確認		年 月 日 年 月 日 年 月 日
	【自己負担額】 - 【高額療養費】 - 【一部負担金】 ( 円 ) - ( 円 ) - ( 円 ) = 支給額 円		
	※ 欄は記入しないでください。		

様式第4号の2(第4条の2関係)

ひとり親家庭等医療費助成金支給申請書

受給者番号				
(ふりがな) 氏名	男 女	生年 月日	年 月	日生
住所	(〒　　ー　　)(電話番号　ー　　)			
高取町長 様				
上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成金の支給を申請します。				
年　月　日				
申請者 氏名	印			

(注意)裏面も忘れずに記入ください。

(裏面)

(委任状)

私は、  
を代理人と定め、次の権限を委任する。

年　月　日請求した助成金の受領に関する事。

申請者の住所、氏名

印

代理人の住所、氏名

印

口座 振替 依頼欄	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所
	金融機関コード	店舗コード	
	預金種別	普通・当座・その他	口座番号
	フリガナ		
	口座名義人		

様式第5号(第6条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

高取町長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり受給資格証の再交付を申請します。

受 給 者	受 給 者 番 号					
氏 名						
住 所						
申 請 理 由		<input type="radio"/> 1 紛失 <input type="radio"/> 2 破損 <input type="radio"/> 3 その他				

決 定	町 長	副町長	課 長	補 佐	係	決 裁 年 月 日	
						再交付年月日	
						台帳整理	

(注)1 破損のため再交付を受ける場合は、破損した受給資格証を添付してください。

2 紛失のため再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、早急に返還してください。

様式第6号(第7条関係)

住 所・氏 名 変 更 届  
(ひとり親家庭等医療費)

年 月 日

高取町長 様

届出者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり(住所・氏名)を変更しましたので届けます。

受給資格証 受給者番号				
受給者	旧住所		新住所	
	旧氏名		新氏名	

決 定	町 長	副町長	課 長	補 佐	係	決 裁 年 月 日	
							継続対象 ( 年 月 日まで有効) 対象外
							台帳整理

(注)この届出の際に、受給資格証を提出してください。

## 様式第7号(第7条関係)

加入医療保険変更届  
(ひとり親家庭等医療費)

年月日

高取町長様

届出者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり加入医療保険に変更が生じましたので届けます。

受給資格証 受給者番号			
被保険者氏名			受給者との続柄
	変更後の住所		
加入保険種別	国(市町村・道・組)	本人被保険者の記号番号	
医療保険	被保険者番号及び名称	被保険者の所在地	
変更の年月日 年月日			
被保険者資格喪失年月日 年月日			

町長	副町長	課長	補佐係	決裁年月日	
決定				対象 (年月日まで有効) 対象外	難統対象
					台帳整理

(注)「変更後の加入医療保険」中一部に変更があった場合は、変更のあった箇所の見出しに○をつけてください。

## 様式第8号(第7条関係)

所得状況変更届

年月日

高取町長様

届出人 住所  
氏名 印

下記のとおり所得状況に変更を生じましたので高取町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第7条の規定により届けます。

記

助成 対象者	氏名		住所	受給資格証 受給者番号
	父母等	児童		

所得 状況 変更 箇所	年分所得		①申請者	②配偶者及び扶養義務者
	氏名	年齢		
③控除対象配偶者及び扶養親族の合計 (うち老人扶養親族の数(対象者の所得状況欄について、①老人扶養対象配偶者又は老人扶養親族、②特定扶養親族、③特除対象扶養親族のうち年齢15歳以上18歳未満の者の合計数))			人	人
④⑤以外で前年の12月31日において申請者によって生計を維持していた児童			人	人
⑥所得品等の額	円	※	円	※
障害者控除	円	※	円	※
寡婦寡夫(申請者が母の場合は控除しない)、寡夫(申請者が父の場合は控除しない)、勤労学生	円	※	円	※
⑦扶養親族控除	円	※	円	※
医療費控除	円	※	円	※
小規模企業共済等掛金控除	円	※	円	※
配偶者特別控除	円	※	円	※
肉用牛の売却による事業所得	円	※	円	※
社会保険料相当額	円	※	円	※
控除後の所得額	※		円	※
※審査			円	※

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
2 字は、楷書ではっきり書いてください。  
3 この届出の際に受給資格証を提出してください。

## 様式第9号(第7条関係)

資 格 異 失 届

年 月 日

高取町長 様

届出者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり、ひとり親家庭等医療費を受ける資格がなくなりましたので、高取町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第7条の規定により届けます。

記

受給資格証	受給者番号
受給者 氏名	住所
資格喪失理由	
資格喪失理由発生年月日	

注 この届出の際に、受給資格証を返還してください。

## 様式第10号(第7条関係)

死 亡 届  
(ひとり親家庭等医療費)

年 月 日

高取町長 様

届出者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_

下記の者が死亡しましたので届けます。

死亡者氏名

住所

死亡年月日

受給資格証 受給者番号

決 定	町 長	副町長	課 長	補 佐	係	決 截 年 月 日	台 帳 整 理

(注)この届出の際に、受給資格証を返還してください。

様式第11号(第8条関係)

受給者番号		ひとり親家庭等医療費受給者台帳				
受給者	氏名	生年月日 男女		住所		
		年	月		日	(変更)
扶養義務者	氏名	生年月日 男女		住所		
		年	月		日	(変更)
被保険者名 (又は組合員名)	受給者と の (変更)続柄 (変更)		交付(更新・再交付) 年月日	有効期間	摘要	
	受	給			~	.
医住所			本人・家族 記号番号	~	.	
	~	.			.	.
療保険種別	国(市町村・退・組) 健(協会・組・目) 船共		本人・家族 記号番号	~	.	
	~	.			.	.
保険者番号及び 名称			格	~	.	
	~	.			.	.
所在地			証	~	.	
	~	.			.	.
(備考)						

様式第1号(第2条、第5条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第3条関係)

様式第4号(第4条の2関係)

様式第4号の2(第4条の2関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第7条関係)

様式第8号(第7条関係)

様式第9号(第7条関係)

様式第10号(第7条関係)

様式第11号(第8条関係)